

募集要項等に関する質問（1回目）への回答

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
1	業務委託 契約書 (案)	6	第2	3	第23条	流入水の処理	「別紙8（放流水質要求基準）に定める放流水質要求基準（以下「本放流水質基準」という。）」とは、「事業者選定基準 別紙1 提案評価項目 3-2-1水質基準」で求められている“放流水質の提案”という理解でよろしいですか。 もし、その理解でよろしければ、質問番号2についてご回答願います。	御理解のとおりです。
2	モニタリ ング実施 要領 (案)	5	2	(3)	1)	レベルの設定	レベル1に記載された「業務要求水準書に定める通常運転時放流水質または脱水汚泥の遵守基準」と、レベル2に記載された「業務委託契約書別紙8に定める放流水質要求基準」を比較すると後者の方が厳しい水質基準となります。 したがって、前者の水質基準を逸脱した場合は、必然的に後者の水質基準も逸脱してしまうことになり、放流水質に関わる基準未達の事象については、“レベル2（重大なもの）”にしか該当しないこととなります。 水質基準の未達については、「レベル1の事象とレベル2の事象が逆になっているのでは」と思慮します。貴市のお考えをご教示願います。	御指摘のとおりです。 修正します。
3	提出書類 作成要領 及び 様式集	—	—	—	様式5	事業提案書	「直近3か年の損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書を、本様式に添付すること。」とありますが、弊社ではキャッシュフロー計算書を作成しておりません。損益計算書及び貸借対照表のみの添付でよろしいですか。	キャッシュフロー計算書を作成されていない場合は提出不要ですが、それに代わる資料として、ホームページ上に掲載する「財務状況確認書」を御提出ください。
4	業務要求 水準書	16	第5	—	2	法定検査	地下タンク貯蔵所（重油）に関する法定点検の記載がありません。記載漏れと理解してよろしいですか。	業務要求水準書に記載しているとおり、「表5-2 必要な法定検査一覧表」に示すものを始めとして、関係法令で定められている法定検査を対象施設に対し適切に行ってください。 地下タンク貯蔵所（重油）に関する法定点検につきましても業務に含みます。